

保健所運営報告

保健所運営報告

3 歯科衛生

平成 8 年中

030

		検診・保健指導						
		妊産婦 (1)	乳幼児	その他の 3歳児健康診査 (2)	その他 (3)	40歳以上 (4)	その他 (5)	計 (6)
保健所活動	個別指導延人員 (1)							
集団指導	開設回数 (2)							
	延人員 (3)							
市町村支援分	個別指導延人員 (4)							
集団指導	開設回数 (5)							
	延人員 (6)							
(市保する市町村を除く実施する市町村)	個別指導延人員 (7)							
集団指導	開設回数 (8)							
	延人員 (9)							

		予防処置を受けた者の延人員			治療	計 00
		妊産婦 (7)	乳幼児 (8)	その他 (9)	処置・治療を受けた者の延人員 (10)	
保健所活動	00					
(再掲) 市町村支援分	00					
市町村の実施 (12) (保健所全設置する市町村)						

平成 8 年分

〔注〕

- 保健所及び市町村が歯科衛生について本年中に行った活動状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 表題「検診・保健指導」の「乳幼児」の「3歳児健康診査(2)」には、歯科についての3歳児健康診査を行ったもののみを計上し、「その他(3)」には3歳児健康診査以外の検診・保健指導を行ったものを計上すること。
- ただし、3歳児健康診査の実施主体は市町村ではないが、市町村が県から委託されて行った場合は「市町村の実施」に計上すること。
- 表題「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわりなく開設ごとに計上すること。

4 栄養改善指導

平成 8 年中

040

	指導対象				(再掲) 指導内容		指導者 (地区組織) (8)
	母子 (1)	成人 (2)	(再掲) 40歳以上 (3)	その他 (4)	計 (5)	がん及び器 器系の疾患等 (6)	
保健所活動	個別指導延人員 (1)						
集団指導	訪問指導延人員 (2)						
	開設回数 (3)						
市町村支援分	延人員 (4)						
集団指導	個別指導延人員 (5)						
	訪問指導延人員 (6)						
市町村支援分	開設回数 (7)						
集団指導	延人員 (8)						
市保する市町村を除く実施する市町村	個別指導延人員 (9)						
集団指導	訪問指導延人員 (10)						
	開設回数 (11)						
(市保する市町村を除く実施する市町村)	延人員 (12)						

	施設指導						計 00
	集団給食施設		その他の給食施設				
保健所活動	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回50食以上又は 1日100食以上	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回50食以上又は 1日100食以上	
	栄養士のいるもの (9)	栄養士のいないもの (10)	栄養士のいるもの (11)	栄養士のいないもの (12)	栄養士のいるもの (13)	栄養士のいないもの (14)	00
個別指導延施設数 (15)							
集団指導	開設回数 (16)						
	延施設数 (17)						

平成 8 年分

〔注〕

- 保健所の栄養指導員又は栄養士及び市町村の栄養士が本年中に行った栄養改善指導の実施状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 表題「施設指導」の「集団給食施設」には、(特定多款人に対して通例として継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)について個別栄養指導を行った場合に「1回100食以上299食以下又は1日250食以上749食以下」の集団給食施設と「1回300食以上又は1日750食以上」の集団給食施設に分け計上し、「その他の給食施設」(1回50食以上又は1日100食以上)には「集団給食施設」以外のものについて計上すること。
- 表題「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわりなく開設ごとに計上すること。

保健所運営報告

		精神保健相談		精神保健訪問指導				計 (1) + (3)
		社会科 (市民科) (1)	老人精神保健 (高齢) (2)	アルコール (青署) (4)	社会科 (青署) (5)	老人精神保健 (高齢) (6)	アルコール (青署) (7)	
支 入 員 (1)								
登 入 員 (2)								

平成 8 年中

0 5 8

[注]

- 保健所における精神保健相談の状況を把握するものであること。
- 精神保健相談に登場する被相談者とその他の被相談者に対する実費に従事している者が記録を作成したものについて計上すること。
- 会員の「支入員(1)」以上計上すること。
- 精神保健相談に登場する被相談者とその他の被相談者に対する実費に従事している者が記録を作成したものについて計上すること。
- 同一の被相談者の再び同科に登場する場合は、最も古い区分に「(1)」以上計上すること。
- 同一の被相談者が、他の人と一緒に保健所で相談を受けた場合は、精神保健者本人のみについて計上すること。
- 精神保健者とが、他の人と一緒に保健所で相談を受けた場合は、初回を受けた精神保健者を基準とし、実員を計上すること。
- 精神保健者とが、精神保健者を除わないで保健所、又は以上の精神保健者等について相談を受けた場合は、初回を受けた精神保健者を基準とし、実員を計上すること。

保健所運営報告

		精神保健相談	成人病	狂妄症	乳幼児	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
支 入 員 (1)							
登 入 員 (2)							

平成 8 年中

0 5 9

[注]

- 保健所における医療社会事業の収容状況を月別ごとに記載するものであること。
- 精神保健相談の実績書類又は収容簿等で記載されたものをもつて、その内容に関する記録を作成したものについて計上すること。
- 同一人についての複数以上の区分が記載された場合は、それまでの順序で最も古い区分に計上すること。
- 実施の「精神疾患(1)」は、精神科の医療上の概念及び他の医療の医療の範囲における精神疾患の実施について計上すること。ただし、精神科の医療上の実施のうち「精神科(1)」から「成人病(6)」までに該当する実施については、ここに計上せずそれを他の区分に計上すること。
- 実施の「精神疾患(2)」には、本年中に医療社会又は文書資料等により収容されたものに取扱った実員数を計上すること。
- 実施の「精神疾患(3)」には、医療社会又は文書資料等により収容されたものに取扱った実員数を計上すること。

保健所運営報告

		精神保健相談	精神保健指導	予防接種	健研教育	疾患調査	電話相談等	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
保健所内 (1)									
保健所外 (2)									

平成 8 年中

0 6 0

[注]

- 講習会、研修会、講義会、講習会及び研修会等形式のいかんを問わず、再生懇親の普及向上を目的として、一般市民又は特定団体に対して行われた再生教育についての実績を記録を記録するものであること。
- 研修会の実施を行ったもののほか、他から登録されて記録したものをつけて計上すること。
- 研修会の実施を行ったもののほか、他から登録されて記録したものをつけて計上すること。
- 一定の実績が記録された場合
 - 実施には精神科の医療の範囲による実施を含むこと。
 - 精神科には精神科の医療の範囲による実施を含むこと。
 - 「イナフリート」と「カーネート」等の記念品による実施
 - 精神科の実施されたための会員会、実施会、講演会、実施会等の会員会による実施
 - 精神科の実施されたための会員会、実施会、講演会、実施会等の会員会による実施
 - 精神科の実施されたための会員会、実施会、講演会、実施会等の会員会による実施
 - 精神科の実施されたための会員会、実施会、講演会、実施会等の会員会による実施
- 「(1)」には会員「精神科(1)」の開催分は含まれないこと。

保健所運営報告

		精神保健相談		精神保健訪問指導		成人人員		乳幼児		心身障害		狂妄症		被相談者		その他の被相談者		登録相談		児童		幼児		高齢者		被相談者		その他の被相談者		計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)				
保健所内 (1)																															
市町村支課分 (2)																															
市町村保健課 (3)																															

平成 8 年中

0 6 1

[注]

- 保健所及び市町村に勤務している保健課(1)が行った訪問指導の状況を把握するものであること。
なお、「保健所保健課(1)」のうち、市町村から抜かれていったものについては、「(西署) 市町村支課分」にも計上すること。
- 狂妄症、乳児及び幼児についての「狂妄症」から「その他の実施」までの区分に該当する者を対象として登録相談を行った場合は、それぞれ該当する区分の区分に計上し、「狂妄症」から「幼児」までの各区分に計上しないこと。
- 他の「保健所保健課(1)」には、保健所の実施並んで市町村保健課の実施と實質的に同じ行なっている者についてし、ここに含めて計上すること。
- 実例の「市町村保健課(1)」には、市町村直轄の道上巡回相談の実施された者についてし、ここに含めて計上すること。

保健所運営報告

		精神保健相談		精神保健指導		予防接種		健研教育		疾患調査		電話相談等		その他		計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
保健所保健課 (1)																	
市町村支課分 (2)																	
市町村保健課 (3)																	

平成 8 年中

0 6 2

[注]

- 保健所及び市町村に勤務している保健課(1)について精神相談、精神保健指導訪問指導以外の属性の対人サービス実績状況を把握するものであること。
なお、「保健所保健課(1)」のうち、市町村から抜かれていったものについては、「(西署) 市町村支課分」にも計上すること。
- 「被相談人員」は開設時に登録した対人サービスの実施日をしあげたものであること。
- 「被相談人員」の「(1)」には上記「被相談相談等対人サービス」のため各区分への道筋調査活動を含めること。

		精神保健相談		精神保健指導		予防接種		健研教育		疾患調査		電話相談等		その他		計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
保健所保健課 (1)																	
市町村支課分 (2)																	
市町村保健課 (3)																	

平成 8 年中

0 6 3

保健所運営報告

保健所符号 登録・人口別
符

9 (2) 預防接種(定期)

平成 8 年中

092

接種者数	D P T						(1)から(5) までの計	
	第1期			追加接種 (4)	第2期 (5)	101		
	初回接種 (1)	第2回 (2)	第3回 (3)					
ジフテリアトキソイド使用 (1)								
沈降ジフテリアトキソイド 使用 (2)								
ジフテリア破傷風混合トキ ソイド使用 (3)								
沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド使用 (4)								
沈降液傷風トキソイド使用 (5)								
沈降精製百日咳ジフテリア 破傷風混合ワクチン使用 (6)								
対象者数 (7)								

接種者数 (8)	急性灰白髄炎		麻しん	日本脳炎		平成 8 年中		
	第1期			第2期				
	第1回 (7)	第2回 (8)		第1期 (9)	第2期 (10)			
	101	10		10	10			
対象者数 (9)								

平成 8 年分

- 【注】
1. 預防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
 2. 接種者数は、予防接種施行規則第13条の規定による市町村長から保健所への報告に基づいて計上すること。
 3. 対象者数は、各市町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
 4. 麻しんの「第1期」欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について、「第2期」欄は予防接種法施行令附則第3条に規定する予防接種について、それぞれ計上すること。

保健所符号 <input type="text"/>	登録・人口別 符 <input type="text"/>	平成 8 年分

事業者 (1)	定期及び定期外の接種診断・予防接種						計 (13)
	小 1 (2)	小 2 (3)	中 1 (4)	中 2 (5)	高 1 (6)	高 2 (7)	
被接種者数 (1)							
被判定者数 (2)							
陰性者数 (3)							
陽性者数 (4)							
(単位)							
強陽性者数 (5)							
B C G 接種者数 (6)							
間接撮影者数 (7)							
直接撮影者数 (8)							
かくさん検査者数 (9)							
結核患者数 (10)							
結核発病者数 (11)							
結核発病者の中をがち とがちする者数 (12)							

【注】

1. 結核予防法による定期及び定期外の接種診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。

2. 法第11条第1項及び第2項の規定による実施者からの通報又は報告（は該市町村が該法第11条第1項の規定による定期及び定期外の接種診断・予防接種をもとにして本年分をとりまとめ、計上すること）。

- なお、該市町村の保健課課長としての風疹調査員は、該市町村の保健課課長が法第4条第3項による定期の風疹診断及び予防接種を実施した場合又は、該市町村が実施したことについて計上すること。

3. 実例「第1回」には、最初「乳幼児用うち預託児童」欄又は「定期登録者数」欄の「0」の結果も、所記「陽性者数」欄に記入すること。

4. 法第「強陽性者数」は、要請「陽性者数」の再びあること。

保健所運営報告

保健所運営報告

10 (2) 結核予防(被保険者等別医療の公費負担) 平成8年中

102

	被用者保険		国民健康保険		老人保健法	生活保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職本人				
申請(1)								
合計(2)								
承認(3)								

(注)

- 結核予防法第34条の規定による医療費の公費負担の状況を把握するものであること。
- 表頭の区分の2以上に該当する者については、最も左の区分にのみ計上すること。ただし、老人保健法による医療受給者は「老人保健法」欄にのみ計上すること。
- 表頭の「申請(1)」には、結核診査協議会の診査を受けた者のうち、本年中に「合否」の決定がなされた者の数を計上すること。

10 (3) 結核予防(被保険者等別從業禁止・命令人所の公費負担)

103

	被用者保険		国民健康保険		老人保健法	生活保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職本人				
前年末現在(1)								
本年中承認数(2)								
本年中解除数(3)								
本年末現在(4)								

(注)

- 結核予防法第35条第1項に規定する公費負担について、その実情状況を把握するものであること。
- 公費負担の申請があり、その承認を行った日の属する年中又は解除を決定した日の属する年中にそれぞれの件数を計上すること。
- 「本年中承認数(2)」には、既に結核予防法第35条第1項による公費負担を行っている者についての最終承認は含めないこと。

したがって、「本年中解除数(3)」についても最終申請があり、継続が認められた者は解除の扱いとしないこと。

11 防疫(検査状況)

平成8年中

被用者保険	本人(被用者含む)との別別保有者	生活保護法	社業者	多発地及住民・園生に就くもの	食足認承認者	検査施設	水道給水從事者の範囲	その他	計
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	無料で実施したもの	(1)							
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	有料で実施したもの	(2)							
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	無料で実施したもの	(3)							
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	有料で実施したもの	(4)							
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	無料で実施したもの	(5)							
検査した検体数 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	有料で実施したもの	(6)							

平成8年分

(注)

- 保健所において取り扱った結核症者及び結核・パラチス・パラチスの検査状況を把握するものであること。
- 伝染病及び隔離病棟等への届け出(ただし、防疫対策上必要な試験及び隔離病院に採度した場合は除く)の検査は含めないこと。
- 保健所が告らせたものについては、結果の判明した日の属する年中に、他に検査を実施した日の属する年中に記入すること。
- 実施の区分は、検査の対象によってそれぞれに分類して計上すること。したがって、ある区分に属するものを対象として検査を行った場合に、その対象の中に同時に他の区分に該当するものがいる場合であっても、その本来の対象区分にのみ計上すること。

保健所運営報告

12 呼吸器疾患

平成8年中

保健所活動(1)	市町村の実績(保健所を設置する市町村を除く)(2)	計(3)	被検者名数 (被用者含む) 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	有病者数 (被用者含む) 被用者(被用者含む) たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの たゞり者に就くもの	虫の種類(被後檢便者を除く)						被後檢便者数 (1)
					回虫	十二指腸虫	裸虫	蛔虫	機川・糞形吸虫	その他の虫	
					(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

(注)

- 呼吸器疾患に関する保健所活動及び市町村の実績状況を把握するものであること。
- 保健所が告らせたものについては結果の判明した日の属する年中に、他に検査を実施した日の属する年中に記入すること。
- 吉列の「市町村の実績(保健所を設置する市町村を除く)(2)」には、学校保健法第6条及び第7条の規定に基づいて行われたものについては、含めないこと。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号	認別・人口別 符
-------	-------------

151

15 (1) 環境衛生(環境衛生監視員等の調査・監視指導)

平成 8 年 中

	営業関係施設							廃棄物処理・清掃関係施設				
	旅館等	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	し尿処理施設	浄化槽	ごみ処理施設	産業廃棄物処理施設	00	
調査・監視指導延施設数												

	飲料水施設							その他の施設					その他	計
	水道事業 [簡易水道事業を除く。] 00	簡易水道事業 02	水道用水供給事業 03	専用水道 04	簡易専用水道 05	その他の水道 06	井戸等 07	化製場 [廃する施設] 08	蓄貯・販賣・販きん販 09	火葬場 10	墓地・納骨堂 11	特定建築物 12	一般プール 13	
調査・監視指導延施設数														

(注)

- 1 施設内環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第35条に規定する当該職員の行ったもののみについて計上すること。
- 3 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に当たった場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合は「1」とすること。

15 (2) 環境衛生(飲料水質検査)

152

	水道事業 (簡易水道事業を除く。) (1)	簡易水道事業 (2)	水道用水供給事業 (3)	専用 水道 (4)	簡易専用水道 (5)	その他の水道 (6)	井戸等 (7)	計 (8)
検査した液体数 〔他から依頼された又は他に依頼した液体を含む。〕	給水栓水・蛇口水等 (1)							
	水道原水 (2)							

平成8年分

- 1 保健所において取り扱った飲料水施設の水質検査の状況を把握するものであること。
- 2 飲料水施設における給水栓・蛇口・井戸等及び水道原水から直接採取した水の水質検査について計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号	認別・人口別 符
-------	-------------

160

16 試験検査

平成 8 年 中

件 数	
赤痢	培養・同定 (1)
コレラ	培養・同定 (2)
チフス	培養・同定 (3)
結核	塗まつ (4)
その他	培養・同定 (5)
塗まつ	(6)
赤痢	培養・同定 (7)
食別中	赤痢 (8)
サルモネラ	(9)
寄生虫	その他 (10)
(1) から (10)までの計	00

	件 数	
	血	液
臨床学的検査	算 03	
	赤血球沈降速度 03	
	血液型 04	
	その他の検査 05	
細胞学的検査	梅毒血清反応 09	
	エイズ検査 07	
	その他の検査 08	
生化学的検査	肝機能検査 09	
	脂質検査 09	
	その他の検査 09	
尿検査	検査 02	
	潜血反応 03	
	寄生虫卵 02	
生物学的検査	心電図 02	
	眼底 02	
胸部X線検査	間接撮影 02	
	直接撮影 02	
その他	池 02	
(2) から (3)までの計	03	

件 数	
食品等の検査	細菌学的検査 01
	理化学的検査 02
	その他の検査 03
水質検査	細菌学的検査 04
	理化学的検査 05
	井戸水 06
	理化学的検査 07
	細菌学的検査 08
	理化学的検査 09
ブール水等	細菌学的検査 09
	理化学的検査 09
	生物学的検査 09
排泄水等	細菌学的検査 03
	理化学的検査 04
	生物学的検査 05
淨化槽検査	検査 04
環境測定検査	05
その他検査	06
(4) から (6)までの計	06

平成8年分

(注)

- 1 保健所において本年中に実施した試験検査にかかる検体数を把握するものであること。
- 2 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 3 表記の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検査について表間に括弧を2箇所以上ある場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

